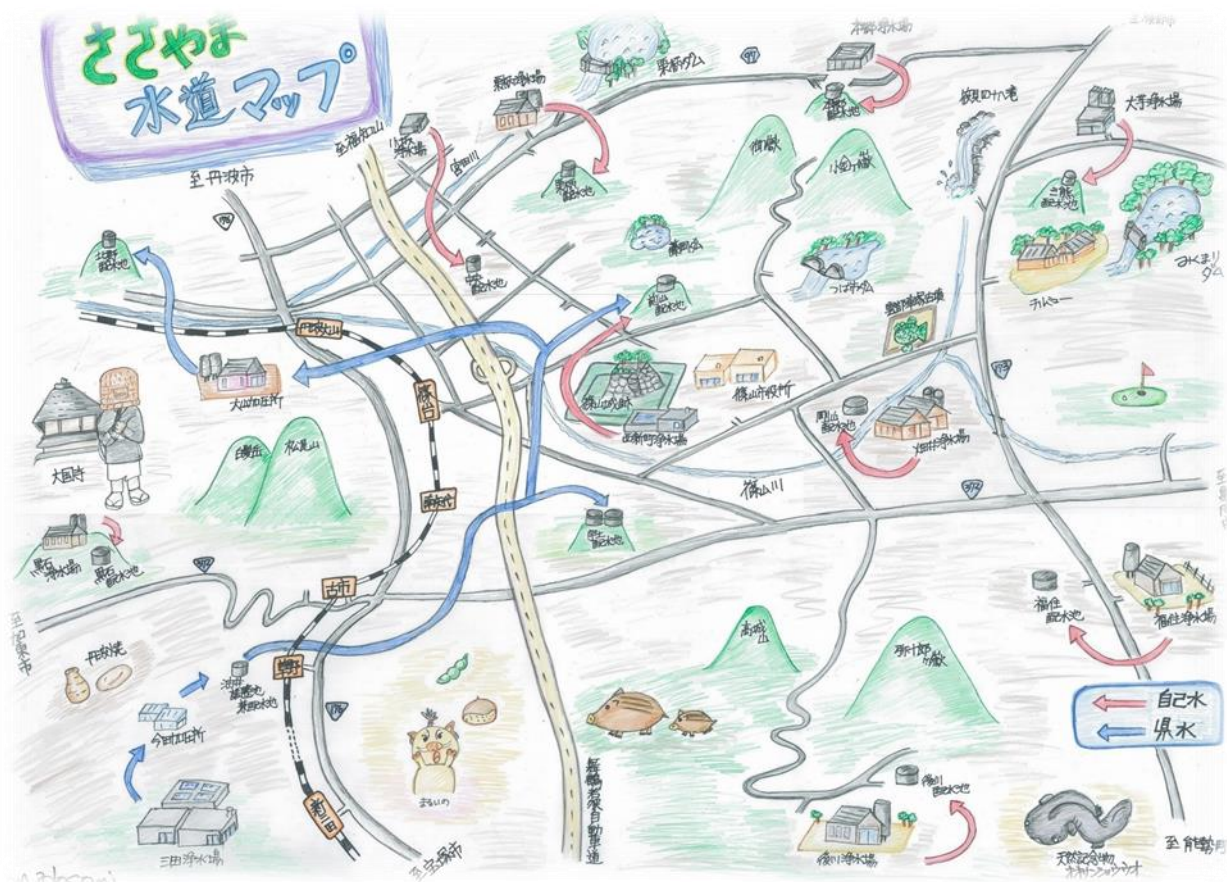


平成31年度 水質検査計画



篠山市上下水道部

目 次

1. まえがき	3 ページ
2. 基本方針	3 ページ
3. 水道事業の概要	3 ページ
4. 原水・浄水の水質状況及び水質管理上の問題点	4 ページ
5. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度	4 ページ
6. 臨時の水質検査に関する事項	16 ページ
7. 水質検査の方法	17 ページ
8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法	17 ページ
9. その他、水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項	17 ページ
10. あとがき	17 ページ

1. まえがき

篠山市上下水道部上水道課では、お客様に安全な水を安心してご使用いただけるよう水源から浄水場、各ご家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を実施しています。この水質検査計画は、水道水の水質管理に万全を期するために、水質検査の実施方法等を定めるものです。

2. 基本方針

- (1) 篠山市における水道水等の検査は、この水質検査計画に基づきます。
- (2) 検査項目は、水道法で基準値が定められ検査が義務付けられている「毎日検査」と、「毎月検査」及び「全項目検査」のほか、水道法の水質基準を補完し、水質管理上留意した方が良くとされる「水質管理目標設定項目」などです。
- (3) 検査は原則として、給水末端の給水栓（蛇口）等のほか、水源などで採水し、その回数は、毎日検査項目（3項目）では毎日1回、毎月検査項目（9項目）では毎月1回、全項目（51項目）検査では年間1回実施します。但し全項目検査のうち、3ヶ月以内毎に検査しなければならない項目（16項目）は追加項目として年間4回実施します。また原水の検査（39項目）は年間1回実施します。尚、水質管理目標設定項目は、兵庫県水質監視地点に該当する西新町浄水場において、原水及び浄水で年間2回の水質検査を実施します。

3. 水道事業の概要

篠山市の水道水は、平成31年2月末現在で人口41,557人、17,280世帯の皆様へお届けしています。広大な面積のため多くの浄水場を稼働させていますが、原水の水質に最適な浄水処理方式を採用し安定供給に努めています。

上水道事業

施設名	浄水処理方式	計画給水量
西新町浄水場	凝集沈殿・粉末活性炭注入→急速ろ過	4,220 m ³ /日
県営水道	浄水受水	10,700 m ³ /日
黒石浄水場	除濁処理→急速ろ過、凝集沈殿→急速ろ過	1,500 m ³ /日
畑井浄水場	膜ろ過	1,000 m ³ /日
小坂浄水場	凝集沈殿→急速ろ過	800 m ³ /日
栗柄浄水場	除濁処理→除鉄除マンガンろ過→粒状活性炭接触→膜ろ過	1,200 m ³ /日
本郷浄水場	普通沈殿→緩速ろ過	360 m ³ /日
大芋浄水場	除鉄除マンガンろ過→粒状活性炭接触→膜ろ過	1,603 m ³ /日
福住浄水場	凝集沈殿→急速ろ過	297 m ³ /日
後川浄水場	除濁処理→膜ろ過	275 m ³ /日

4. 原水・浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

(1) 原水の状況

施設名	原水種別	原水水質又は留意事項
西新町浄水場	河川水	降雨による濁度上昇や水質汚染事故に注意を要す。
黒石浄水場	地下水	鉄・マンガンがやや多い外は比較的安定。
畑井浄水場	地下水	比較的安定。
小坂浄水場	湖沼水	比較的安定。
栗柄浄水場	地下水・湖沼水	濁度管理やマンガンに注意を要す。
本郷浄水場	渓流水	極めて良質。
大芋浄水場	地下水・湖沼水	濁度管理やマンガンに注意を要す。
福住浄水場	渓流水・地下水	濁度管理に注意を要す。
後川浄水場	地下水	濁度管理に注意を要す。

(2) 浄水の状況

平成 31 年 2 月末現在では、全ての検査地点で水質基準に適合し、安全な水道水を供給でき
ており、平成 31 年度においてもこの水質検査計画に基づき水質検査を実施し、安全な水道水
の供給に努めます。

5. 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度

(1) 毎日検査について

毎日検査は「表 1」地点の給水栓から採水し、色・濁り及び消毒の残留効果を検査します。
また、検査項目ごとの基準は「表 2」のとおりです。

表 1 「採水地点」

1 藤岡奥	2 曾地中	3 後川奥	4 奥原山	5 立金
6 追入	7 今田町木津	8 川北	9 小坂	10 川阪

表2 「検査基準」

項 目	基 準
色	異常でないこと
濁り	異常でないこと
消毒の残留効果	遊離残留塩素で 0.1 mg/ℓ以上

(2) 毎月検査（浄水）について

毎月検査は「表 1」地点の給水栓から採水し、一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物質（全有機炭素 TOC の量）・pH 値・味・臭気・色度・濁度の 9 項目について検査します。また、検査項目の水質基準は「表 6」のとおりです。

(3) 浄水全項目検査について

水質基準 51 項目全てを検査します。水源や浄水処理方法に追加や変更（新設も含む）が生じた場合は 3 ヶ月毎に検査を行いますが、水源や浄水処理方法に追加変更が無く、過去の水質検査の結果が極めて良好な場合は項目によって 1 年に 1 回から最長 3 年に 1 回にまで検査回数を減らすことができることとされています。篠山市では水源や浄水処理方法に追加変更が無く、過去の水質検査の結果が極めて良好な項目においても最低年間 1 回は水質検査を実施することとします。採水地点は「表 3」を、検査項目とその水質基準は「表 5」のとおりです。

※「表 3-9（小坂）」は平成 29 年度から既存の井戸水源に加え栗柄ダム水を新たな水源として追加し、栗柄浄水場で浄水処理し給水していることから、3 ヶ月毎に全項目検査を行い、経過観察を強化します。

(4) 追加項目検査（浄水）について

水質基準 51 項目のうち、16 項目（シアン化物イオン及び塩化シアン・塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブromokロロメタン・臭素酸※1・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブromोजクロロメタン・ブromオホルム・ホルムアルデヒド・ホウ素及びその化合物・1,4-ジオキサン・アルミニウム及びその化合物・非イオン界面活性剤）及び亜硝酸態窒素については、水源や浄水処理の追加変更の有無や過去の水質状況に関わらず検査回数を 3 ヶ月毎から減らすことが認められていません。これらの検査項目については年間 4 回（おおむね 3 ヶ月に 1 回）の検査を実施します。採水地点は「表 1」を、各項目の水質基準は「表 5」のとおりです。

（※1 浄水処理にオゾン処理及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合）

(5) 水質管理目標設定項目検査（原水・浄水）及び工程管理項目検査（原水）について

水道法では、検査の義務はありませんが、兵庫県の水質監視管理計画に基づく監視地点に指定されている西新町浄水について、年間 2 回（おおむね 6 月と 10 月）実施します。その際、原水全項目検査、浄水全項目検査も併せて実施します。検査項目とその目標値は「表 6」のとおりです。

(6) 農薬類検査（原水）について

水質管理目標設定項目の対象農薬に分類される農薬 114 項目について検査を実施します。採水地点の選定は通常の農業地以外にゴルフ場の位置等総合的に判断した結果、「表 3」の 2 地点で行います。検査項目とその目標値は「表 7」のとおりです。

表 3 「採水地点」

1 西新町	2 中
-------	-----

(7) クリプトスポリジウム検査（原水）について

クリプトスポリジウム暫定対策指針により、篠山市の浄水場はすべて対策済であります。新たに施行されておりますクリプトスポリジウム等対策指針（平成 19 年 4 月 1 日施行）により、年 1 回指標菌検査を実施します。採水地点は「表 4」のとおりです。

(8) 原水全項目検査について

水質基準 51 項目のうち、消毒副生成物 11 項目（塩素酸・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸・ジブromokロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブromोजクロロメタン・ブromohホルム・ホルムアルデヒド）及び味以外の 39 項目について年間 1 回の水質検査を実施します。採水地点は「表 5」、検査項目は「表 6」のとおりです。

表 4 「採水地点」

1 西新町	2 上宿	3 後川上	4 福住
5 中（地下水）	6 中（湖沼水）	7 今田町黒石	8 小坂
9 栗柄（地下水）	10 栗柄（湖沼水）	11 本郷	

表5 「検査基準項目」

番号			項目	基準値	必要検査回数 (概ね)	給水栓 以外の 採水	検査 回数 の減	検査 の省 略	年間検査 回数	
									一般	西新町
									浄水 ／ 原水	浄水 ／ 原水
1			一般細菌	100 個/mℓ 以下	1ヶ月に 1回以上	不 可	不 可	不 可	12/1	12/2
2			大腸菌	検出され ないこと	〃	不 可	不 可	不 可	12/1	12/2
3			カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ 以下	1年に1 回以上	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
4			水銀及びその化合物	0.0005 mg/ ℓ以下	1年に1 回以上	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
5			セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ 以下	〃	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
6			鉛及びその化合物	〃	〃	不 可	注 3	注 8	1/1	2/2
7			ヒ素及びその化合物	〃	〃	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
8			六価クロム化合物	0.05 mg/ℓ 以下	〃	不 可	注 3	注 8	1/1	2/2
9			亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ 以下	3ヶ月に 1回以上	注 1	注 3	不 可	4/1	2/2
10			シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ 以下	3ヶ月に 1回以上	不 可	不 可	不 可	4/1	4/2
11			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ以 下	1年に1 回以上	注 1	注 3	不 可	1/1	2/2
12			フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ以 下	〃	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
13			ホウ素及びその化合物	1.0 mg/ℓ以 下	3ヶ月に 1回以上	注 1	注 3	注 6	4/1	4/2
14			四塩化炭素	0.002 mg/ℓ 以下	1年に1 回以上	注 1	注 3	注 9	1/1	2/2
15			1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ 以下	3ヶ月に 1回以上	注 1	注 3	注 9	4/1	4/2
16			シス1,2及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ 以下	1年に1 回以上	注 1	注 3	注 9	1/1	2/2

17			ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ 以下	〃	注 1	注 3	注 9	1/1	2/2
18			テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	〃	注 1	注 3	注 9	1/1	2/2
19			トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ 以下	〃	注 1	注 3	注 9	1/1	2/2
20			ベンゼン	0.01 mg/ℓ 以下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
21			塩素酸	0.6 mg/ℓ以 下	3ヶ月に 1回以上	注 1	注 3	注 9	1/1	2/2
22			クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ 以下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
23			クロロホルム	0.06 mg/ℓ 以下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
24			ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ 以下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
25			ジブロモクロロメタン	0.1 mg/ℓ以 下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
26			臭素酸	0.01 mg/ℓ 以下	〃	不 可	不 可	注 7	4/-	4/-
27			総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ以 下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
28			トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ 以下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
29			ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ 以下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
30			ブロモホルム	0.09 mg/ℓ 以下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
31			ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ 以下	〃	不 可	不 可	不 可	4/-	4/-
32			亜鉛及びその化合物	1.0 mg/ℓ以 下	1年に1 回以上	不 可	注 3	注 8	1/1	2/2
33			アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ以 下	3ヶ月に 1回以上	不 可	注 3	注 8	4/1	4/2
34			鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ以 下	1年に1 回以上	不 可	注 3	注 8	1/1	2/2
35			銅及びその化合物	1.0 mg/ℓ以 下	〃	不 可	注 3	注 8	1/1	2/2
36			ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ以 下	〃	注 1	注 3	注 5	1/1	2/2
37			マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ 以下	1年に1 回以上	不 可	注 3	注 5	1/1	2/2

38			塩化物イオン	200 mg/l以下	1ヶ月に1回以上	不可	注4	不可	12/1	12/2
39			カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	注1	注3	注5	1/1	2/2
40			蒸発残留物	500 mg/l以下	1年に1回以上	注1	注3	注5	1/1	2/2
41			陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l以下	〃	注1	注3	注5	1/1	2/2
42			ジオスミン	0.00001 mg/l以下	注2	不可	不可	注10	1/1	2/2
43			2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l以下	注2	不可	不可	注10	1/1	2/2
44			非イオン界面活性剤	0.02 mg/l以下	3ヶ月に1回以上	注1	注3	注5	4/1	4/2
45			フェノール類	0.005 mg/l以下	1年に1回以上	注1	注3	注5	1/1	2/2
46			有機物質 (全有機炭素 TOC の量)	3 mg/l以下	1ヶ月に1回以上	不可	注4	不可	12/1	12/2
47			pH値	5.8 以上 8.6 以下	〃	不可	注4	不可	12/1	12/2
48			味	異常でないこと	〃	不可	注4	不可	12/-	12/-
49			臭気	〃	〃	不可	注4	不可	12/1	12/2
50			色度	5度以下	〃	不可	注4	不可	12/1	12/2
51			濁度	2度以下	〃	不可	注4	不可	12/1	12/2
		注1	送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取をすることができる。							
		注2	概ね1ヶ月に1回以上。但し、当該事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。(水源によっては6~9月の夏季の期間、毎月1回以上検査する場合があります。)							
		注3	水源に水または汚染物質を排出する施設設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点または浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が基準値の5分の1以下であるときは概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が基準値の10分の1以下であるときは概ね3年に1回以上とすることができる。							

		注 4	自動連続測定・記録をしている場合、概ね3ヶ月に1回以上とすることが可
		注 5	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可
		注 6	海水を原水とする場合は不可
		注 7	浄水処理にオゾン処理及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可
		注 8	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可
		注 9	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可
		注 10	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む）を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略可

表6 「水質管理目標設定項目」

番号	項目	目標値	年間検査回数	
			浄水	原水
1	アンチモン及びその化合物	0.015 mg/l以下		2
2	ウラン及びその化合物	(暫定) 0.002 mg/l以下		2
3	ニッケル及びその化合物	(暫定) 0.01 mg/l以下		2
4	○亜硝酸態窒素	(暫定) 0.05 mg/l以下		
5	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l以下		2
6	削除 (トランス-1,2-ジクロロエチレンが水質基準項目となったため)			
7	削除 (1,1,2-トリクロロエタンが管理目標設定項目から削除されたため)			
8	トルエン	0.4 mg/l以下		2
9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/l以下		2
10	亜鉛素酸	0.6 mg/l以下	2	
11	削除 (塩素酸が水質基準項目となったため)			
12	☆二酸化塩素	0.6 mg/l以下	-	-
13	ジクロロアセトニトリル	(暫定) 0.01 mg/l以下	2	
14	抱水クロラール	(暫定) 0.02 mg/l以下	2	
15	△農薬類 (項目詳細は「表10」)	検出値と目標値の比の和として、1以下		2
16	残留塩素	1 mg/l以下	2	
17	○カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/l以上 100 mg/l以下		
18	○マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01 mg/l以下		
19	遊離炭素	20 mg/l以下		2
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l以下		2
21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/l以下		2
22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l以下		2
23	臭気強度 (TON)	3 以下		2
24	○蒸発残留物	30 mg/l以上 200 mg/l以下		
25	○濁度	1 度以下		
26	○pH値	7.5 程度		
27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1 程度以上とし、極力0に近づける		2
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)	2	
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l以下		2
30	○アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に対して0.1 mg/l以下		

○ 水質基準項目と重複する項目

☆ 篠山市は二酸化塩素を使用していないため省略

Dvi 左記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする「総農薬方式」 $DI \leq 1$

△ $DI = \sum i \frac{DVi}{GVi}$

Gvi DIは検出指標値、DViは農薬iの検出値、GViは農薬iの目標値

表6の続き「工程管理項目」

1	アンモニア態窒素	検査回数：西新町（原水）を年2回
2	生物化学的酸素要求量（BOD）	
3	浮遊物質（SS）	
4	PFOA	検査回数：西新町浄水池（浄水）を年2回
5	PFOS	
6	過塩素酸（0.025mg/l以下）	
7	N-ニトロソジメチルアミン	

表7「水質管理目標設定項目の対象農薬類」

番号	項目	用途	目標値（mg/l）	年間検査回数
1	1,3-ジクロロプロペン（D-D）	殺虫剤	0.05	2
2	2,2-DPA（ダラポン）	除草剤	0.08	2
3	2,4-D（2,4-PA）	除草剤	0.02	2
4	EPN	殺虫剤	0.004	2
5	MCPA	除草剤	0.005	2
6	アシュラム	除草剤	0.9	2
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	2
8	アトラジン	除草剤	0.01	2
9	アニロホス	除草剤	0.003	2
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	2
11	アラクロール	除草剤	0.03	2
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	2
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	2
14	イソプロカルブ（MIPC）	殺虫剤	0.01	2
15	イソプロチオラン（IPT）	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	2
16	イプロベンホス（IBP）	殺菌剤	0.09	2
17	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	2
18	インダノファン	除草剤	0.009	2
19	エスプロカルブ	除草剤	0.03	2
20	エディフェンホス（エジフェンホス、EDDP）（登録が失効された農薬であり、2016年度までに検出実態が無いため削除）	殺菌剤	0.006	2
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	2
22	エトリジアゾール（エクロメゾール）（登録が失効された農薬であり、2016年度までに検出実態が無い）	殺菌剤	0.004	2

	め削除			
23	エンドスルファン (ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01	2
24	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	2
25	オキシ銅 (有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	2
26	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
27	カズサホス	殺虫剤	0.0006	2
28	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	2
29	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.3	2
30	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02 (強化)	2
31	カルプロパミド(登録が失効された農薬であり、2016年度までに検出実態が無いため削除)	殺虫剤・殺菌剤	0.04	2
32	カルボフラン	代謝物	0.005	2
33	キノクラミン (ACN)	除草剤	0.005	2
34	キャプタン	殺菌剤	0.3	2
35	クミルロン	除草剤	0.03	2
36	グリホサート	除草剤	2	2
37	グリホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.002	2
38	クロメプロップ	除草剤	0.02	2
39	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001	2
40	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	2
41	クロロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	2
42	シアナジン	除草剤	0.001	2
43	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	2
44	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	2
45	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	2
46	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	2
47	ジクワット	除草剤	0.005	2
48	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	2
	ジチアモン (平成30年4月より対象から削除)	殺菌剤	0.03	2
49	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005 (二硫化炭素として)	2
50	ジチオピル	除草剤	0.009	2
51	シハロホップブチル	除草剤	0.006	2
52	シマジン (CAT)	除草剤	0.003	2
53	ジメタメトリン	除草剤	0.02	2
54	ジメトエート	殺虫剤	0.05	2
55	シメトリン	除草剤	0.03	2

	ジメピペレート (平成 30 年 4 月より対象から削除)	除草剤	0.003	2
56	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	2
57	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.8	2
58	ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネート	殺虫剤・殺菌剤 除草剤	0.01	2
59	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
60	チラウム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	2
61	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	2
62	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	2
63	チオベンカルブ	除草剤	0.02	2
64	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	2
65	テフリルトリオン	除草剤	0.002	2
66	トリクロピル	除草剤	0.006	2
67	トリクロルホン (DEP)	殺虫剤	0.03	2
68	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	2
69	トリフルラリン	除草剤	0.06	2
70	ナプロパミド	除草剤	0.03	2
71	パラコート	除草剤	0.005	2
72	ピペロホス	除草剤	0.0009	2
73	ピラクロニル	除草剤	0.01	2
74	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	2
75	ピラゾリネート (ピラゾレート)	除草剤	0.02	2
76	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	2
77	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	2
78	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	2
79	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	2
80	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤・殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	2
81	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	2
82	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	2
83	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	2
84	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	2
85	フェントラザミト	除草剤	0.01	2
86	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
87	ブタクロール	除草剤	0.03	2
88	ブタミホス	除草剤	0.02	2
89	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	2
90	フルアジナム	殺菌剤	0.03	2

91	プレチラクロール	除草剤	0.03	2
92	プロシミドン	殺菌剤	0.09	2
93	プロチオホス	殺虫剤	0.004	2
94	プロピコナゾール	殺菌剤	0.03	2
95	プロピザミト	除草剤	0.05	2
96	プロペナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03 (強化)	2
97	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	2
98	ベノミル	殺菌剤	0.02	2
99	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
100	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	2
101	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	2
102	ベンタゾン	除草剤	0.2	2
103	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	2
104	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.04	2
105	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01	2
106	ベンフレセート	除草剤	0.07	2
107	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	2
108	マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.7	2
109	メコプロップ (MCP)	除草剤	0.2	2
110	メソミル	殺虫剤	0.03	2
111	メタラシキル	殺虫剤・殺菌剤	0.2 (緩和)	2
112	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	2
113	メチルダイムロン (登録が失効された農薬であり、 2016年度までに検出実態が無いため削除)	除草剤	0.03	2
114	メトミノストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	2
115	メトリブジン	除草剤	0.03	2
116	メフェナセツト	除草剤	0.02	2
117	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	2
118	モリネート	除草剤	0.005	2

注 ◎クロロニトロフェン (CNP) の濃度は、CNP-アミノ体の合計として算出する。

◎プロチオホスは、代謝物のプロチオソスオキソンも測定し、原体の濃度とオキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する。

◎オリサストロビンは、代謝物の5Z-オリサストロビンの濃度も測定し、原体に換算した上で、原体の濃度と合算して算出する。

6. 臨時の水質検査に関する事項

次の場合には、臨時の水質検査を実施します。

(1) 水源の水質が著しく悪化したとき。

- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近や給水区域及びその周辺等において、消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他、特に必要があると認められるとき。

7. 水質検査の方法

篠山市では、毎日検査以外の水質検査は外部検査機関へ委託しています。委託先は水道法第 20 条により厚生労働大臣の登録を受けた検査機関又は地方公共団体の機関で、毎月検査、水質基準項目（原水 39 項目・浄水 51 項目）、追加項目検査、水質管理目標設定項目検査（対象農薬類含む）、工程管理項目検査などの検査を委託します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査結果（概要）の公表はホームページで随時行い、その他公表物の公表方法については、毎年 3 月頃のホームページ上でお知らせします。

〈平成 31 年度予定〉

公表方法 公表物	ホームページ	閲覧 ※
水質検査結果	—	○
水質検査結果概要	○	—
水質検査計画	○	○
水質検査計画概要	○	○

※ 篠山市役所本庁舎 2 階上水道課事務所カウンター前パンフレット置場に閲覧用を常備

9. その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

維持管理に役立てるため水質検査結果の分析を行い、施設改良や改善の検討と同時に平成 32 年度水質検査計画策定の基礎とします。また、水源等での災害や水質汚染事故等が発生し、若しくは発生の恐れがある場合には、当市の環境部局や消防本部は基より、必要に応じ国・県・警察等の関係機関及び近隣市町と連携し適切な対応を行います。

10. あとがき

水質検査計画についてのお問い合わせは下記へお願いいたします。

兵庫県篠山市上下水道部上水道課 〒669-2397 兵庫県篠山市北新町41番地 TEL 079-552-5093 FAX 079-552-5097 josui_div@city.sasayama.hyogo.jp
